

特例屋外広告業届出について

●岐阜県屋外広告物条例により屋外広告業登録を受けたものに関する特例制度(みなし登録)

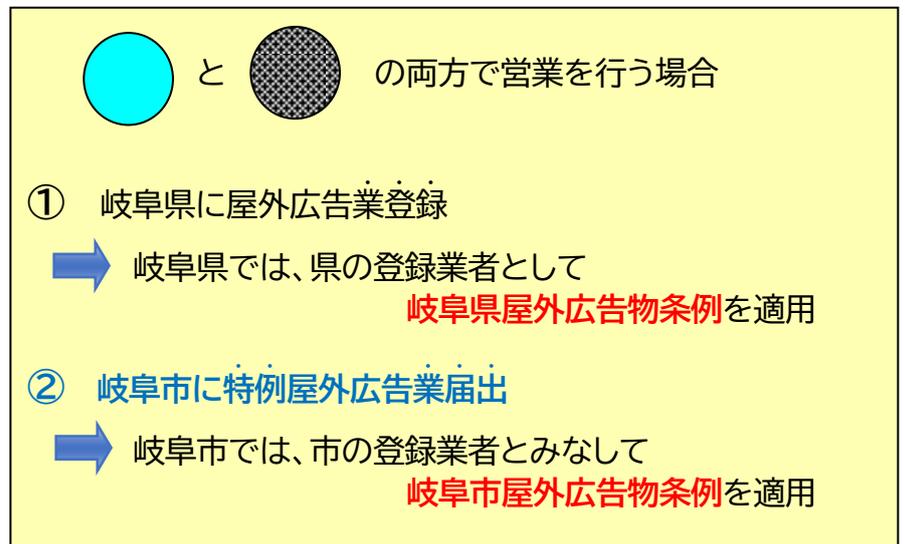
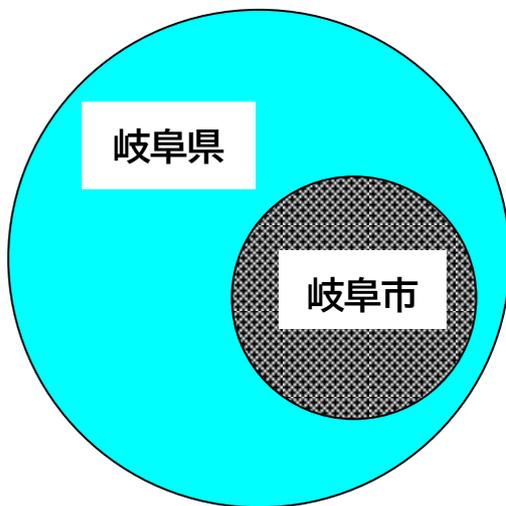
岐阜市内で屋外広告業を営むためには、事前に市長の登録を受けることが必要です。

また、営業所ごとに「業務主任者」を置くことが義務づけられています。

なお、岐阜県屋外広告物条例による屋外広告業の登録を受けた場合は、岐阜市屋外広告物条例の規定により「特例屋外広告業の届出」を行えば、岐阜市で登録を受けたものとみなされます。

岐阜県内で広域的に屋外広告業を営もうとする場合は、この点に留意して手続きを行ってください。

【特例屋外広告業登録のイメージ】



1 特例屋外広告業届出

- ・「特例屋外広告業届出書（様式第 27 号）」を提出してください。

＜添付書類＞

- ・岐阜県屋外広告業登録証の写し
- ・業務主任者となる資格を証する書面の写し
(屋外広告士又は、都道府県・指定都市・中核市が開催する屋外広告物講習会修了者等であることを証する書面)

※特例屋外広告業届出には、手数料は必要ありません。

- ・屋外広告業者は、営業所の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。
- ・屋外広告業者は、営業所ごとに帳簿を備え、注文者の氏名及び住所、屋外広告物の表示の場所、表示内容、数量、表示内容、表示年月日を契約ごとに記載し、事業年度の末日後 5 年間保存しなければなりません。

2 特例屋外広告業届出事項の変更・廃止届出

特例屋外広告業届出事項に変更があった場合は、特例屋外広告業届出事項変更届出が必要です。また、屋外広告業を廃止した場合も届出が必要になります。変更事項が下表に該当する場合は、必要書類を提出してください。

【変更事項と必要な書類一覧表】

| 変更事項 | 必要な書類 |
|---|--|
| 有効期間の更新※ 屋外広告業者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の氏名及び所在地）の変更 | ・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第 28 号） ・ 岐阜県の屋外広告業登録証の写し （変更後に交付されたもの） |
| 営業所の名称又は所在地の変更 | ・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第 28 号） |
| 業務主任者の変更 | ・ 特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第 28 号） ・ 業務主任者となる資格を有することを証する書面の写し |
| 屋外広告業の廃止 | ・ 特例屋外広告業廃業等届出書（様式第 29 号） |

※ 特例屋外広告業届出の有効期間は、岐阜県の登録有効期間内です。

岐阜県の登録有効期間が満了した後も岐阜県及び岐阜市内で引き続き屋外広告業を営む場合は、先に岐阜県の更新登録手続きを行い、その後岐阜市へ特例屋外広告業届出の更新手続きをしてください。

★所定の様式は、岐阜市ホームページ（特例屋外広告業届出（みなし登録）関係書式一覧（ページ番号1002942））からダウンロードできます。

★岐阜市ホームページ（屋外広告業登録制度（ページ番号1002936））からオンライン申請（外部リンク）ができます。
また、下記の QR コードからもオンライン申請ができます。

【特例屋外広告業届出】

QR コード

新規は
こちらから



【特例屋外広告業届出事項変更届出】

QR コード

変更（期間更新
など）は
こちらから



●岐阜市屋外広告業登録について

岐阜県で登録せずに岐阜市内のみで屋外広告業を営む場合は、岐阜市で屋外広告業登録が必要です。

ただし、岐阜市で登録後に岐阜県に屋外広告業登録をした場合、岐阜市の登録が抹消されますのでご注意ください。（改めて、岐阜市に特例屋外広告業の届出をする必要があります。）

【問い合わせ先】 岐阜市まちづくり推進部 建築指導課 屋外広告物係

〒500-8701 岐阜市司町 40 番地 1（市庁舎 17 階）

TEL 058-265-3985（直通）

FAX 058-264-1760

e-mail koukoku3985@city.gifu.gifu.jp